

3 審議事項 「特定個人情報保護評価書の第三者点検について（地方税の収納・滞納整理に関する事務及び個人住民税の課税に関する事務）」

発 言 者	発言要旨
会 長 事 務 局 情 報 政 策 課 事 務 局 情 報 政 策 課	本日の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、事務局に説明を求める。 本日の審議は、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第3条第1項第1号に基づき諮問されたものである。 業務の名称は、「個人住民税の課税に関する事務」及び「地方税の収納・滞納整理に関する事務」で、当該事務について実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の適合性・妥当性について審議いただくものである。「特定個人情報保護評価の実施について」に関し、担当課より説明させていただく。 ・番号制度における「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。 続いて、本日審議いただく内容について説明させていただく。この第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することとされていることから、点検にあたっては、資料5－1及び資料5－2の「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」を確認しつつ、担当課からの説明も踏まえた上で審議いただきたい。 本日審議いただく「個人住民税の課税に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」、「地方税の収納・滞納整理に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」については、ともに令和2年9月9日に、当審議会での審議を経て公表されたものである。 この度、再評価を行う理由は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体の基幹業務システムを、国が仕様を定める標準システムに移行することが求められており、また、その標準システムを、国が整備するガバメントクラウドというクラウド環境で運用するよう努めることとされているためである。本市の個人住民税システムと収納システムは令和9年1月以降に、滞納システムは令和9年度中に、それぞれこの標準システムに移行し、ガバメントクラウドでの運用を開始する予定であり、現在、公表している評価書の内容に「重要な変更」が生じるため、再評価を実施するものである。

評価書の主な変更内容は、ガバメントクラウドへの移行に伴う運用の変更等の追加、それに付随する特定個人情報の保管・消去及びリスク管理に関する内容等の追加、並びに「重要な変更」にはあたらないが、番号法改正に伴う必要の修正を行ったものである。

また、「個人住民税の課税に関する事務全項目評価書」は、市民がマイナポータル等を利用して行う個人住民税申告データを自治体側のシステムと連携させるマイナポータル申請管理を始めるにあたって、マイナポータル申請管理システムに関する追記を行った。

適合性の項目は6点あり、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているかについて審議いただきたい。

また、妥当性の項目も6点あり、保護評価の内容が指針に定める保護評価の目的等に照らし、妥当と認められるかについて審議いただきたい。

対象事務を評価書ごとに説明するので、それぞれ審査いただきたい。

なお、適合性の1点目から6点目までについては、実施主体や実施時期など形式的な内容となることから、まとめて説明させていただいたのち、質問を承りたい。

まず「個人住民税の課税に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」について説明させていただく。

最初に適合性の1点目、「しきい値判断に誤りはないか」についてであるが、全項目評価の要件は、対象人数30万以上となっており、対象者は、川口市内に住所を有する個人又は、川口市内に住所を有していないが事務所、事業所又は家屋敷を有している個人であり、システムでの特定個人情報保有総数は30万件を超えているため、全項目評価が求められているものである。

2点目、「適切な実施主体が実施しているか」についてであるが、地方公共団体の長である川口市長と記載しており、適切な実施主体が実施している。

3点目、「公表しない部分は適切な範囲か」についてであるが、今回の評価書に非公開部分はない。

4点目、「適切な時期に実施しているか」についてであるが、ガバメントクラウドへの移行に係る内容は、ガバメントクラウドへ副本データを移行するまでに評価を実施することとされている。本市では、個人住民税システムについては、令和8年10月以降にガバメントクラウドでのリハーサルを実施し、本稼働については、令和9年1月以降を予定している。本日の第三者点検で審議い

会 委 会 情 報 政 策 課	長 員 長	ただいた後に、評価書を公表する予定のため、適切な時期に実施を行っているものである。 5点目、「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」についてであるが、パブリックコメントを30日間実施した。なお、意見等の提出はなかった。 6点目、「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」についてであるが、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し記載している。以上である。
		1点目から6点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。 次に妥当性について説明させていただく。7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」についてであるが、公表済みの内容に変更はなく、事務担当課は、理財部市民税課、所属長は、市民税課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者としているものである。
		7点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
		8点目、「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」についてであるが、資料3-1の評価書P10からP11において、事務における特定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載しているものである。 具体的な事務の内容については、市民税課より説明する。
市 民 税 課		・個人住民税の課税に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。
会 委 会	長 員 長	8点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。

情報政策課		9点目、「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」についてであるが、資料3-1のP33からP42まで記載している。例えば、目的外の入手が行われるリスクや不適切な方法で入手が行われるリスク等、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。
会 委	長 員	9点目について何か質問はあるか。 本項目に関する事項か、分かりかねるが、資料6(2)②の概要等で、委託先については情報公開請求によって確認できるとあるが、委託先だけでも川口市として積極的に公表はしていないのか。
情報政策課		現状は、委託先だけであっても公表はしておらず、情報公開請求をしていた必要がある。ご意見として賜り、今後の参考とさせていただく。
委 員		委託について、再委託の可能性があるということだが、情報政策課で再委託の状況を一括してデータ管理しているのか。また、再委託について情報公開請求をすれば確認できるのか。
情報政策課		再委託は委託事業者から再委託の申請を情報政策課で受け、許可をしている。情報公開請求をしていただければ、再委託の申請と情報政策課による許可について確認することができる。
会 委 会	長 員 長	他に何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
情報政策課		10点目、「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」についてであるが、9点目と同様に資料3-1のP33からP42に記載しているもので、例えば目的外の入手が行われるリスクでは、特定個人情報を入手する場合、住民から入手する際は、本人の個人番号カード等の確認を厳格に行うこと、他部署から入手する際は、宛名番号及び氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達の上行うことなど、具体的に記載している。
会 委 会	長 員 長	10点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。
情報政策課		11点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護

会 長 情 報 政 策 課	評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等編」に則した対応を記載している。具体的には、「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」において、ID・パスワードにより閲覧・更新に制限をかけること、秘密保持契約を締結すること等である。 1 1 点目について何か質問はあるか。 先ほど 9 点目における質問の答弁を一部修正させていただく。 現状、委託先名については、評価書の P 1 4 にて公表をし、再委託については、情報公開請求にて対応している。
会 長 会 長 情 報 政 策 課	他に質問はあるか。 P 4 3 に「定期的に自己点検を実施している」とあるが、定期的とはどの程度か。 自己点検については、各部局でそれぞれの事務に応じた定めがある。定期的な監査については、情報政策課において年 1 回行っている。
会 長 委 員 会 長 情 報 政 策 課	他に質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。 1 2 点目、「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、評価書の表紙にあるとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため、適切な措置を講じていることを宣言しているものである。
会 長 委 員 会 長 情 報 政 策 課	1 2 点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いします。 続いて、「地方税の収納・滞納整理に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」について説明させていただく。 最初に適合性の 1 点目、「しきい値判断に誤りはないか」についてであるが、全項目評価の要件は、対象人数 3 0 万以上となっており、対象者は、市税を課税された個人、法人及びその相続人、納税管理人となった者で、システムでの特定個人情報保有総数は 3 0 万件を超えているため、全項目評価が求められているものである。

会 委 会 情 報 政 策 課	長 員 長 長 員 長	2点目、「適切な実施主体が実施しているか」についてであるが、地方公共団体の長である川口市長と記載しており、適切な実施主体が実施している。 3点目、「公表しない部分は適切な範囲か」についてであるが、今回の評価書に非公開部分はない。 4点目、「適切な時期に実施しているか」についてであるが、ガバメントクラウドへの移行に係る内容は、ガバメントクラウドへ副本データを移行するまでに評価を実施することとされている。本市では、収納管理システムについては、令和8年10月以降にリハーサルを実施し、令和9年1月以降に本稼働を予定している。本日の第三者点検で審議をいただいた後に、評価書を公表する予定のため、適切な時期に実施を行っているものである。 5点目、「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」についてであるが、パブリックコメントを30日間実施した。なお、意見等の提出はなかった。 6点目、「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」についてであるが、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し記載している。以上である。 1点目から6点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いする。 次に妥当性について説明をさせていただく。7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」についてであるが、公表済みの内容に変更はなく、事務担当課は、理財部納税課及び税制課、所属長は、納税課長及び税制課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者としているものである。 7点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いする。 8点目、「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」についてであるが、資料3-2の評価書P12からP13において、事務における特

納 税 課 会 長 委 員 会 長 情 報 政 策 課	定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載しているものである。 具体的な事務の内容については、納税課より説明する。 ・地方税の収納・滞納整理に関する事務について、事務の内容と特定個人情報の流れを説明。
	8 点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いする。 1 0 点目、「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」についてであるが、P 2 8 から P 3 6 に記載しているもので、例えば目的外の入手が行われるリスクでは、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容として、申請者が不要な情報を記載することがないよう説明及び確認を行うことや他部署から入手する際は、宛名番号及び氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達の上行うことなど、具体的に記載している。 9 点目を飛ばしてしまったため、9 点目について改めて説明させていただく。 9 点目、「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」についてであるが、資料 3－2 の P 2 8 から P 3 6 まで記載している。例えば、目的外の入手が行われるリスクや不適切な方法で入手が行われるリスク等、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。
会 長 委 員 会 長 情 報 政 策 課	9 点目、1 0 点目について何か質問はあるか。 (なし) 引き続き説明をお願いする。 1 1 点目、「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等編」に則した対応を記載している。具体的には、「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」において、操作履歴を記録することや、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行うこと、「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「物理的対策」において川

会 委 会 情 報 政 策 課	長	ロ市、ガバメントクラウド等、それぞれの環境における措置について具体的に定めていること等がある。
	員	1 1点目について何か質問はあるか。
	長	(なし)
	課長	引き続き説明をお願いする。
会 委 会 事 務 会 委 会 委 会	1 2点目、「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」についてであるが、評価書の表紙にあるとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため、適切な措置を講じていることを宣言しているものである。	
	長	1 2点目について何か質問はあるか。
	員	(なし)
	長	これまでの内容に対し、本日欠席の委員から何か意見はあったか。
	局	特に意見はなかった。
	長	説明のあった審議事項について、全体として意見はあるか。
	員	(なし)
	長	他に意見がなければ、審議事項について、可否を問う。審議事項について承認することによいか。
	員	(異議なし)
	長	当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」として個人住民税の課税に関する事務及び地方税の収納・滞納整理に関する事務における実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価における適合性・妥当性を第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。
委 会 事 務 会	員	また、この諮問に対する答申については、答申を作成するための審議、検討すべきことは終了していることから、答申作成のためだけに、改めて審議会を開催することはせずに、この場で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
	員	(異議なし)
	長	では、答申に関する資料の配付をお願いする。
	局	答申案を配付し、内容について説明する。
会	長	何か意見はあるか。

委 会	員 長	(なし) それでは、答申については、案のとおり決定する。
--------	--------	---------------------------------